

# ガス料金 2025年6月検針分

## ■ 原料費調整制度による適用ガス料金の調整について

館林ガス株式会社は、「原料費調整制度」に基づき、2025年6月に適用する1m<sup>3</sup>当たりの単位料金を、2025年5月検針分に適用した料金に比べ0.65円（消費税込）下方に調整いたします。

調整は、検針月の3か月前から5か月前まで（中2か月）の3か月平均の原料価格変動額に応じて行うもので、2025年6月検針分の単位料金は、2025年1月から2025年3月の平均原料価格に基づき算出しました。

## ■ 1. 供給約款料金

（消費税含）

	1か月のご使用量	基本料金 (円/月)	単位料金 (円/m <sup>3</sup> )		基準単位料金 (円/m <sup>3</sup> )
			2025年6月適用 単位料金 (円/m <sup>3</sup> )	2025年5月適用 単位料金 (円/m <sup>3</sup> )	
料金表A	0m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	786.50	202.32	202.97	158.62
料金表B	20m <sup>3</sup> をこえ81m <sup>3</sup> まで	918.50	195.72	196.37	152.02
料金表C	81m <sup>3</sup> をこえ204m <sup>3</sup> まで	1,322.20	190.73	191.38	147.03
料金表D	204m <sup>3</sup> をこえ511m <sup>3</sup> まで	2,311.10	185.88	186.53	142.18
料金表E	511m <sup>3</sup> をこえるもの	5,183.20	180.26	180.91	136.56

※1か月のご使用量が30m<sup>3</sup>の標準的なご家庭の2025年6月検針分料金は、6,790円となります。

ガス料金（早収料金）の算定＝基本料金＋ご使用量×調整後の単位料金（円未満切捨て）

（参考）含まれる消費税等相当額＝ガス料金×消費税率÷（1＋消費税率）（円未満切捨て）

※早収料金は検針日の翌日から25日以内にお支払いいただく場合の料金です。

※検針日の翌日から25日を過ぎてお支払いいただく場合は、遅収料金（早収料金を3%割り増ししたもの）となります。

## ■ 2. 原料費調整制度の概要

- 為替レートや原油価格の変動等による原料価格の変動に応じて、毎月ガス料金の単位料金を（ガス1m<sup>3</sup>当りの単価）を調整する制度です。
- 基準平均原料価格（37,710円/t）と「平均原料価格（料金適用月の5か月前から3か月前の3か月平均におけるLNG、LPGの輸入価格より算定）」との差額に基づいて、原料価格の変動100円につき、0.066円を乗じた値に消費税を加算して単位料金を調整いたします。

※基準平均原料価格（37,710円/t）は、平成28年8月から同年10月のLNG、LPGの3か月平均原料価格より算定しました。

LNG平均原料価格 36,900円/t × 0.9771 + LPG平均原料価格 34,880円/t × 0.0474

- 原料価格の変動については、LNG、LPGとも貿易統計値によります。

## 原料価格の変動

基準平均原料価格 (a)	37,710円/t	
2025年1月～2025年3月の平均原料価格 (b)	98,000円/t	
6月の変動額 (b - a)	60,290円/t	2025年6月検針分の料金に適用

## 単位料金調整額の算定方法

(2025年6月適用単位料金)

- 原料価格変動額の算定 (基準平均原料価格37,710円/tからの変動額)

$$98,000\text{円/t} - 37,710\text{円/t} = 60,290\text{円/t}$$

↓ (100円未満切捨て)

$$60,200\text{円/t}$$

- 単位料金調整額 (1 m<sup>3</sup>当り調整額) の算定

$$\text{単位料金調整額} = 0.066 \times 60,200\text{円/t} \div 100 \times \text{消費税率}1.10 = 43.7052\text{円}$$

↓ (小数点第3位以下切捨て)

$$43.70\text{円}$$

## ■ 3. 選択約款契約料金

ガスのご使用状況により一定の基準を満たしているお客様には、下記の選択約款契約がございます。

(選択約款料金はお客さまのお申込に基づいて適用されます。)

空調夏期契約

小型空調契約

家庭用ガス温水床暖房契約

デマンド契約

つつじプラン1契約

※詳しくは、当社までお問い合わせください。

## ■ 4. 検針

毎月15、16日 (当日が休日の場合はその前後) の期間にお伺いし検針させていただきます。